消防特第209号 24高圧第7号 平成24年10月23日

関係道県消防防災主管部長 殿

消防庁予防課特殊災害室長

経済産業省商務流通保安グループ保安課高圧ガス保安室長

(公印省略)

石油コンビナート等特別防災区域の変更に係る防災体制について(通知)

本日付けで公布・施行された総務省・経済産業省告示第4号により石油コンビナート等特別防災区域の変更等が行われました。

貴職におかれましては、石油コンビナート等特別防災区域変更の周知徹底、 石油コンビナート等防災計画の見直し及びそれに基づく防災対策の実施等、改 正後の当該区域に係る防災体制の確立について引き続き格段の御配慮をされる とともに、関係市町村に対してもこの旨を周知されますようお願いします。 石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する件について

1 改正内容

石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定について以下の改正を行うもの。

現在の	地区名	都道府県	改正内容
地区番号	地区石	加坦州东	以正內台
3	室蘭地区	北海道	地番の分筆
1 3	鹿島臨海地区	茨城県	地番の分筆
4 5	和歌山北部臨海北部地区	和歌山県	地番の合筆
5 5	宇部・小野田地区	山口県	地番の分筆等

2 公布日

公 布 平成24年10月23日(火)

施行公布日施行

\bigcirc 経総 済 産務 業 省省 告 示 第 兀 号

石 油 コ ン ピ ナ 1 等 特 别 防 災 区 域 を指 定 す Ź 政 令 昭 和 五. + 年 政 令 第 百 九 自通 十 二 商 治産 号) 業 省省 別 表 \mathcal{O} 規 定 に

 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る。

基

づ

き、

石

油

コ

ン

ビ

ナ

 \vdash

等

特

别

防

災

区

域

E

係

る

区

域

 \mathcal{O}

指

定

(昭

和

五.

+

年

告

示

第

号)

平 成 + 兀 年 + 月二十三

総 務 大 臣 樽 床 伸

経

済

産

業

大

臣

枝

野

幸

男

号 + 社 七 込 ま \equiv 1 専 で 引 百 第三 用 込 に、 (4)番 + 号 線 12 専 中 地 五. 中 ょ \mathcal{O} 用 $\frac{\neg}{-}$ 三、 ŋ 線 番 + 八 番 西 及 七 五 び 側 地 番 番 五 五 千 千 宇 に 地 \mathcal{O} 地 部 七 を 改 十 \mathcal{O} サ + 五 百 百 \Diamond 及 七 を 1 七 五 + コ \mathcal{U} + 第 を $\overline{\underline{}}$ 五. 七 \equiv ン 五. を _ 千二 番 番 株 + 十 番 式 五. 五. 地 地 地 七 百 会 号 番 番 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 六 社 九 七 1 地 地 の 二 十 + 及 引 (1)+ 六 に、 び 七 を 込 中 番 専 五 千 五. _ 五. に 地 用 千 線 千 八 改 \mathcal{O} 百 に 番 ょ \Diamond 百 七 百 改 地 か り + め、 5 西 第 \mathcal{O} 五 五 \equiv 五 + 側 + 七 兀 千二 \equiv 第 \equiv 番 + 十三 番 を 地 五. 番 五. 千 百 \mathcal{O} 地 地 号 八 号 (2)七 五. \mathcal{O} \mathcal{O} + 中 番 百 中 \mathcal{O} __ 七 五. 地 う か \mathcal{O} 千三 一 十 番 十三 う 5 \mathcal{O} 5 四 5 宇 兀 地 五 百二 千二 番 セ 部 番 \mathcal{O} に、 五. サ 地 ン 地 六二 ま + \mathcal{O} 1 イ 百 ラ で 五. 五. コ ン + ル を 番 + に 株 五. 硝 四 三 千 改 + 式 番 子 番 会 株 兀 \Diamond 地 を 社 式 地 \mathcal{O} 百 番 千 同 引 六 五. 会 地 \mathcal{O}

を

二 十

番

地

 \mathcal{O}

八

12

改

8

る

_
傍線
0
部
分
は
改
正
部分
$\overline{}$

の定める区	の定める区域を次のように定める。
政令第百九一	政令第百九十二号)別表の規定に基づき、同表に規定する主務大臣
石油コン	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令(昭和五十一年

改

正

案

現

行

石 ピ 別 防 災 区 域 に 係 る X 域 指

一地本地番地の 十 地 百五北 輪 地 \mathcal{O} 番 \mathcal{O} \mathcal{O} 地 百 七 地 海 の三から の二十一 が、一 ` 百八 百六 町一 \mathcal{O} 七 道 幌 百 +十三 十 百 萠 七四番 の人 。 ら 一 自 六 六 町 百十番 ま 地 か ま番 一番十百番 及 八九地 \mathcal{O} で地番地五 番び 七 0 : ` 十の二五 番地 地 五. の地 地 ま四町 五番の七 の百 + 十番 の番 八十 地 地 及 地 一地の方 九地 兀 のの五 か五百の目 ら番 ま 番 百 の百 百 \mathcal{O} 七 百地十七、三 +地 五 地 地 港 十百番番の 九七地地、 十地番北 の地町 $+ \mathcal{O}$ 八一、番 兀 の一番 百 丁 一番四の番陣 地か の番 七番 のら三 十地百十一、七二 地 百 \mathcal{O} ま 三丁 地 八 百 十三 地地七、のの、 十か で、 の十地 六 六 七 地 九ののの 目 +番の 番 兀 百 九地一番 番 番地 八番のか地

十二号) コ域 を 次 \mathcal{O} 1 別表の! 定 規防 \otimes 定 る。基 区 域 一づき、 を 指 定 でする政 同 表に 規定する主 令 昭 和 五. 一務 +大 臣 年

石 油 ン ピ ナ 特 別 区 域 係 る区 域 0 指

地

本地番地の十地二、 地 らの 一地、の 番 \mathcal{O} 輪 \mathcal{O} 番 \mathcal{O} 百 五. 六、 地十 西 百 地 五 地 七 海 地の百のま町百一 百の 七 で、 ` 八十、 三千 一 六 、 幌 丁 十 百 **萠** 幌 百 地の 十三 十の八か番 七四 地 <u>'</u> — | ら地 六 百 六 町 十番地の市 カュ 番十地五 及び ま番 百番八 九地の 七 十二番: 五. 地百 ま四 町 -五番地 『 -五番地の二六十三番地の六、百六十二 -五十九番地の二、一番地の六、百六十六 -五十九番地の二、一番地の六、百六十六 -五十九番地の二、一番地の六から -五番地の二、一番地の二十 -五番地の二、一番地の六から -五番地の二十 -五番地の一、二 -五番地の一、二 -五番地の一、二 番の百 で、 \mathcal{O} 七 丁 及地八 +地 から番 百 目 七十三 百百 八十五二 百 地 七、三五地十百番番の 九七地地、 番十の、 一、百七十 一、五十 の番、十地百 百八十三 まで、 六 三 一人か一 番 番 地 六 四 四 百九地一 · 六 地 ま か 番ら番 番地八番のか地

十地番及番六十で番番四六六番番カ、地が地系一、地地工来来地地 、の三 、二地四一地ち十 地地十番番地地七一番仲十 のか の七地地のの番か地町五 5 八の の一、十二番地の一から五番地の一から十四番地の一から十四番地の一から十四番地の一から十四番地の一から六十二番地の一から六十二番地の一から六十二番地の一から六十二番地の一から六十二番地の一から六十二番地の一 地、九二番 で、 八十二 五. らで、 地、二番 三番地二十十七の十七 百十地、 ま四 九四 八十四ら地六番地の 三 一地百番番 地番地七の 七四号 十世地十七番四九、三番地十 十の番十番 地四地御九 一、二番地の一、二番地の一、二番地の一、二番地の一、二番地の一、二番地の一、二番地の一、二番地の一、二番地の一、二番地の一、二番地の一、二番地の一、二番地の一、二番地の一、二番地の一、二番地の一、二番地の の番 の崎番 の五 百 三、二十 地一町地十番地のか一、番地 番番番 地、 地 Ŧī. ま -番地、 地、 の十 七ま地番ま 四 四 ら丁百地 の地 十目 百十番 地 十 \mathcal{O} 九十百五九地六ま四十四地番五のの地七十の四十十 + の地四番 + の地 地 十 十二十五十 か番地 七番 ま の六 の地番 地 番 一の地、十、 六の地四のら 一の番十の番

四十地番及番六十で番番四六六番番ま九、地び地番一、地地十番番地地 `の三 地四 地ち 十ま 地び地 地地十番番地地七一番仲十のか \mathcal{O} の地番 八のの七地地のの番か地町五 田本、五百三番地の一、十二番地の一、十二番地の一、十二番地の一から十四番地の一から十四番地の一から十四番地の一から十四番地の一から六十四番地の一から六十四番地の一から六十四番地の一がら六十四番地の一がら六十四番地の一がら六十四番地の一がら六十四番地の一がらい、六十二番地の一がらい、六十四番地の一がらい、六十四番地の一がらい、大十二番地の一がらい、大十二番地の一がらい、大十二番地の一がいる。 ま ・五番地の十 十五番地の十 ・三十七要 道の地 地の一、十 + = 八の 一地百番番 八 十の番十 番 四か番線 五一 地四地御 ・1番地の ・1番地の り南側 の番の崎番 町 地 地 のかー から十一 丁目九十 地 か番 の三、一 の地四番番番 の番地地地 まで、 五地の の番 九番地の六、 地百 の六 地百 *Ø* +五 兀 七番 の六 · か ら 番 十地番十八か の地番 ま地 番 一の地 の地 六の地四のら ` + 一の番 九地七百九ま五四

まで、 、二番地 番 介在する国 番地 九 \mathcal{O} 三番地の三、三十八番地の二、七十三番地の三、江町番地の三、三十七番地の四、三十八番地の三、十八番地の三、二十七番地の三、二十八番地の三、二十八番地の三、二十八番地の三、二十八番地の三、二十八番地の三、二十八番地の三、二十八番地の三、二十八番地の三、二十八番地の三、二十八番地の三、二番地の三、二番地の三、二番地の一、四番地の二、四番地の一、四番地の二、二番地の一、四番地の二、四番地の一、四番地の二、二番地の三、二番地の三、二番地の三、三十八番地の一、四番地の二、二番地の一、四番地の二、二番地の三、三百二番地の二、三百二番地の三、三百四番地及び当該区域三百二番地の二、三百二番地の三、三百四番地及び当該区域三百二番地の二、三百二番地の三、三百四番地及び当該区域 番地 三十八番地 + 地 地の一及び七番地の五、百二地の五、四十五 まで、七 番 0 八、 地 0) $\frac{1}{\mathcal{O}}$ 十六 七 区域 地 の地 九 の 二、 十三番 +七 五 百 六 二のか四 地 地区のらか

十 四三 〈 略 海

鹿島

臨

地

三千六百七十一番地 九 茨城県 千二 百二十三番地 神 域 栖 市 六 一並びに六千三百 る。 北 浜 四十四から三千六百七十一番地四十六まで 五十 六千二百 地 ボーナ 番地から Min を M 千二百 点 新也一、十六 新也一、十六 新地から十三番地ま 十八八 六千二百二十三番: +二十三番 番 五. 番 で、三 地 奥 兀 地 六十、 野)に限る。 地 地 五十五 十四四 六千二百二 及 番 百 + び 一まで、 1号) 第地一地 六千二 地、三 $\widehat{\exists}$

> 二、三十五番はまで、十六番は まで、 =<u></u>; 十三番 九 七 地 七 番 番 九 0 介 十六番地の四、二十二番地の五、百八平地の五、四十番地の四、四十番地の四、 十五 地 地 地 番 五から四なり の 地 一及び の三から九番 地 及び七番地の二の区域立、百八番地の一及び二百五十七番地並びに入江町四十番地、七十三番地の二、七十三番地の三、三十個地の四、三十八番地の六、三十九番地の三、三十三十七番地の四、三十八番地の一、三十八番地の 四番地の十七まで、三、二番地の十、四 八 有 \mathcal{O} 七 、まで、 」まで、 二、三百二番 地 ・番也)」、 「二、三十六番地の三、三十六季り」、 四、十六番地の五、十七番地、三十五番、 四、十六番地の五まで、九番地の七から九番地 の大きで、四番地の二十三、九番地 の大きで、四番地の二十三、九番地 \mathcal{O} 八、 地 七十三 七十六番 茶 七 津 番地 町一 地 四番地の一、 地の三、三百四番地の土、九十三番地、 の六、七十五 地 の 二、 番地 の 二 地及 地 び 地 、 二 番 番地 当 0 番地地の四地の四 該 地 か四 地 のらか 区 番

十三 兀 5 <u>+</u> = 海 海(略

鹿島

臨

略

茨城県: +匹 つする 番 地 神 三、十五 玉 栖 有 市 無番 北 浜 地、 番 地、 地、十六番地一、十六、六番地から四番地まで、 一、十六なり十三番地 地まで、 [十三年法律第百 地まで、 番地三、 地 及 匝 び

九 三千六百 Î -六百 条第 隣接 十九 専 一番地方 1七十一番地三十七から三千六百七十一番地四十2番地二、二十番地から二十四番地まで、二十七紀十二項に規定する地域をいう。以下同じ。)に土業専用地域(都市計画法(昭和四十三年法律第 七 十定 二十三番 六十五 一並 限 点る。) 番 番地五十四、六千二百二十三番地五十地四十四から三千六百七十一番地四十 に六千三百十八番地、奥野谷字、六千二百二十三番地六十、 五十四、 六千二百二十五番 六千二百二十三番地五十五(工 地四十 五谷字浜)に限る。 千二百二 六千二百二 番地、三 一ま 六千二 -六まで _号) 第 -九番地 番 兀 らで、 地番

十四番地十三から三十四番地二十一まで並びに字高山二千九百ら二十二番地二十一まで、三十四番地九、三十四番地十及び三番地四まで、二十二番地二、二十二番地三、二十二番地十七か 三まで、 まで、 で、三番地一から三番地十一まで、三番 深芝一番地一から一番地六まで、二番 百二十五番地八百三十三並 、十八番地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域 番地十まで、 一から十九番地三まで、二十番地、二十一番地にから二十一一から十七番地十六まで、十八番地一、十八番地二、十九番 十五番地、十六番地一から 九番地一、九番地二、十番地、十一番地一 十二番地、十三番地、 百二十一、 (三十九番地一及び三十 五番地から七番地まで、 六千二百二十 びに 十四番 十六番地二十八まで、十七番 · 九番 東 五. 和 地一から十四番地七まで 地二から二番地二十地二を除く。)並び 田 地 十一番地一から十一番地、八番地一から八番地五番地十四、四番地一から 地十四、 八百 五千五百八十八 三十二及)並びに び六千二 番地 五ま 東

兀 +四〜四十四の二(略) 五.

歌 山県和歌山 県和歌山市の次の区! 域 地 区

番五十から千三百四十二番五十二まで及び千三百四十二番六十 五番二十七、続千百三十二番、続千百四十五番、 千三百四十二番三十八、同 十六番十三まで、千三百四十二番一、千三百四十二番三十七、 十六番二、千三百三十六番三、千三百三十六番十から千三百三 千百五十六番 、並びに字薬種畑坪千百十五 湊字青岸坪千三百三十五番二、千三百三十五番三、千三百 五 千二百四十三番六、 三番 三 一、続千百 千二百 千二百五十二番 五. 千二百 .番地に隣接する護岸、千三百四十二 十五番三、 五十七番、千百六十五番、続千二百 番四、千百十五番二十三、千百十 五十番六、千二百五十番七、 千二百五十 千二百五十二番二、千 千百五十番 八番 一から千

> 番地四 八十八番地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域十四番地十三から三十四番地二十一まで並びに字高山二千九 三まで、十二番地、十三番地、十四番地一から十四番地六までまで、九番地一、九番地二、十番地、十一番地一から十一番地 で、三番地一から三番地十一まで、三番地十四、四番地一か深芝一番地一から一番地六まで、二番地二から二番地二十五 ら二十二番地二十一まで、三十四番地九、三十四番地十及び三 地一から十九番地三まで、二十番地、二十一番地にから二十一地一から十七番地十五まで、十八番地一、十八番地二、十九番 兀 百二十五 十五 |番地 番地 和 番 田 まで、二十二番地二、二十二番地三、二十二番地十 十まで、五番地から七番地まで、 八 地、十六番地一から (三十九五 百二十 八百三十三並 一、六千二百二十五番 地一及び三十九番地 びに字東和田五千五百八十八番地二 十八番地一、十八番地二、十九番 十六番地二十八まで、 地八百三十二及び六 八番地一から八番地五 二を除る く。)並びに 四番地一から 十七 七か 番 ま

四十五 和歌山北部臨海北十四~四十四の二 (略) (2)(1)和 歌山 用和歌山: 和歌山: Щ 市 の次 の区域地北部地

区

二番、千二百 五. 八並びに字薬種畑坪千百十五番四、千百十五番二十三、千百十 番五十から千三百四十二番五十二まで及び千三百四十二番六十 千三百四十二番三十八、同番地に隣接する護岸、千三百四十1 十六番十三まで、千三百四十二番一、千三百四十二番三十七、 十六番二、千三百三十六番三、千三百三十六番十から千三百三 千百五十六番一、続千百五十七番、千百六十五番、 番二十七、 湊字青岸坪千三百三十五番二、千三百三十五番三、千三百三 五. 五. 十一番 続千百三十二番、続千百四十五番、 兀 一十三番 二、千二百五十二番一、 千二百五 六、千二百五十番六、 十五番三、 千二百五十 千二百五十二番二、千 千二百五十 、千百五· 八番一から千 続千二百 十番 七、

千四百八十九番内一及び千四百八十九番一の区域一、千四百四十三番二、千四百五十七番一、千四百八三百八十並びに字上川向ノ坪千四百四十三番、千四百に及び千三百三十四番七十三、西浜字中川向ノ坪千六 番六十二から千三百三十四番六十五まで、千三百三十四番七十百三十四番五十八から千三百三十四番六十まで、千三百三十四 千三百三十 三百三十 千三百三十 二百五 1十七、千三百三十 八十番五 五十九 千三百三十四番二十九から千三百三十四番三十二まで、 应 |番二十一、千三百三十四番二十八のうち薬種-四番一、千三百三十四番七、千三百三十四番 匹 番一から千三百二十 |番四 で、 十、千三百三十四番四十三、千三百三十四 千三百 四番四十九、千三百三十 千 二 八十 五. +Ŧī. 七 五. 番四 番三、千二百 番 七 八 八、千三百二十 から千二百 まで、 八、 千二 四番五 千三百三十 八十 八 百 千六百六十番 + 五. 旨四 十六、千三 六番 + 四番十、千 九 八 元まで、 畑桟橋 匝 か 九 番 でら手 番

五十五十五 十六~五十四 (略

日日県宇部市の海宇部・小野田地 次地の区

□易敷地、五百四十一番地の東見初町五百二十六番地の山口県宇部市の社(二十五 五. 4の二百七十に接する部分から六十八・三メート、二百七十及び五百四十一番地の二百六十二及び14場敷地、五百四十一番地の二百六十一のうち五1東見初町五百二十六番地の七のうちセントラル1 番地 五百四十一番地の二百六十二、 八 百二 0 十五 の三十三、五 地 地 番地 百 五. 百二十五 百二十五 の二十八、 -五、五百二 ・五、五百二十五五 ・五、五百二十五五 ・1 百 番 \pm 地 + 百二十 五百二十五番地 \mathcal{O} 十四、 番地 大字 番 地 五. Ŧī. \mathcal{O} 沖 \mathcal{O} 百 五十二、 五. 番 宇部字沖 世の百二十五五 百二十五番地 か 5 の三十 百二十六、 五 五百 五百四-四-四-五百二十五 ノル山ま 番 硝 千 までの 地 子 百 五. 音二十 百 + \pm \mathcal{O} <u>-</u>+ 区一番 地 番 五千 숲 九、 五 番 百

> 三百八十並びに字上川向ノ坪千四百四十三番、千四百四に及び千三百三十四番七十三、西浜字中川向ノ坪千六百番六十二から千三百三十四番六十五まで、千三百三十四番五十八から千三百三十四番六十まで、千三百 六〜五十四 (略) 千四百八十九番内一及び千四百八十九番 千三百三十四 三百三十四番二十一、千三百 千三百三十四 三百二十七番一から千三百二十七番四まで、千三百三 千三百二十五 一、千四百四十三番二、千四百五十七番一、 南、千三百三十四番 七、千三百三十 五. 五. 十九 五 番四 千三百三十四番六十五まで、千三百三十四番七十一十八から千三百三十四番六十まで、千三百三十四一百三十四番四十九、千三百三十四番五十六、千三 番一、千三百三十四番七、千三百三十 番二、千三百二十五番四、千三百二十六番二、毛まで、千二百八十番七から千二百八十番九まで、 番二、千二百 ふで、 十、千三百三十四番四十三、千三百三十 千二百 二十九から千三百三十四番三十二まで、 五十九番三、千二百八 三十四番二十八のうち 五. 十八番八、千二百 千三百二十六番二、千 0) 千四百八 区 + 五. 薬 匝 種 番 一から千 八 六十 匝 九 畑 番 匹 桟 橋

五四 十五 字 野(田略

Щ 1口県宇部 宇部 • 小 野 市の次 0 区 区

(1) イ 二十五 地 \mathcal{O} の二百 一百 一場敷 番 五. 東見初町五 百四 五. 地 地、 + $_{\mathcal{O}}$ 七 百二十五 十三、五百二十五番地の十四十一番地の二百六十二、大字 七十に接する部分から六十八・三メートルまでの十及び五百四十一番地の二百六十二及び五百四十 五. の三十三、 地五 百四十一番 百二十六番 地 百 0) 二十五 地 五 二十五、 の二十八、 五. 地 百 番 百 地 の二百六十一のうち五の七のうちセントラル 地 二十五番地の五十二、 $\overline{\mathbf{H}}$ Ŧī. の百 + 五百二十五番地 百二十五 大字沖宇部字沖ノ 地 五百二十五 \mathcal{O} 五百二十五 番 地 の三十一 百 番地 五 百硝 セ 山五 四十 百 番地の二 子 \mathcal{O} 百二 十五 百 五. 区 番 会 百 十十間番地

番地の六まで

五、五千二百五 百 五千二百五 七十 ラ 番 番地 百 から 地 千二百 \mathcal{O} 五. 山十六番地 一百五十五5 $\overline{+}$ \mathcal{O} の地番 五 子 十四百五 か の地 元の三から五で1七十番地の-七十 五五四番 5 \mathcal{O} 五. から から 五. 地 十十番 地 + 五. 4千二百 千二 の 番 四四地 の二十三、 应 百 五. 地番番地地 0 -|番地 四、 五千二百 五. 五. 引 千二百. 百 + 匝 匝 地の三十二、五年 五千二百五 千二 七、 の 二 五. +兀 五. 立まで、 九 百 用 Ŧī. 口七十二番! えまで、 五 十二、 百 五 七 五. 地 千二 七 \mathcal{O} の線 千二百十二百五十二 千二百 の 二 十 七 番 十一番: ー り ま 西 五. 百 千二 同 番 カコ \mathcal{O} 五. 九、 地地地 八 番 5 五. 側 + 番百 地 五. 兀 ま 同千二 五. 五五. 地 五 に 番 番地の 隣接 五五 番 地 十 地 地 百 一四番地 する に隣 五. 五千二百二五千二百二 千二 で、 番番 + 五. 地 五. 千二百 五. の地地地 区 接 兀 う Ξ̈́ 五千二 番地の三十 千二百 域、 する 百 五. 七 5 七十 千 か 地 番セ 5 五区 の地

丁 目 +五 番 地 \mathcal{O} \equiv 並七 +び 八 及 \mathcal{U} れ地 十五番は するが 地 元の三十二の一つの三十二の の区 区域 域並 び

の四地番 地番大(3)港の地字 町 三か 兀 の西 四から二番が一番が ら六 五沖略 番 地 番 地 地 \mathcal{O} の地 地 西 から 五. \mathcal{O} の沖 九七 ま ょで、 **」**から一 ま 地 九 で、 \mathcal{O} 番 地七 \mathcal{O} 三 番 カゝ の番 四地番地の 5 + ま 地の で、 八の十番 地 番 位 ま地 番 十 地 で、 \mathcal{O} 番の六地一番 地 のか地番 一ら八 ま の地 番 八 の地 十番地 十番 、一、一、 一、 番 地の 番 二 \mathcal{O} 兀

(4)(2)

二十十五、 十九番 五、一、 五 五 に ら五、五 トラル 番百十 百 一、 五. 五 会 七 千二百 社 $\frac{+}{-}$ 七 五. 西 地 町一丁 千二 引 十三 番 + 百 五. か 側 式 千二百 千二百 で、 千二 込 5 地 五. 五. 4の十一から五千二百七十三番地の四、地の一から五千二百七十二番地の二十一番地の三から五千二百七十二番地の六まで一百七十番地の七、五千二三 一 及 び 専 の十百 子 +五. 五. 五. 五. ・ 番地の七、五、五千二百六」 ・ 番地の日、五、五千二百六」 = -六番 千二百 千二百 五 十四百 五. 目 用 引 十五 千二百 線よ 十 五 五. 五. 匹 番 五 五. 十十番四四地 専用 百 地 + り 番地の五まで、五千二百五十六番地四番地の三十八、五千二百五十五番四番地の三十二、五千二百五十四番地の二十九まで、五千二百五十四番 番 の二十三、五千二百五十 匹 五. 五. 番 地 五. 十四番 引込 百 西 番 地 五. 線 十四番 -四番 及び の二十八及び 側 地 専用な 七、五千二百七十一番地の一1六十二番地の九、五千二百七五十八番地の二、五 並びにこれに介在する道 の二十二、 五. 地 地 地 の 二 千二百五 部 番 サ 地 五千二百五十六番地の三、 1 0 十五 同 五千二百五 Ŧī. 十四四 番 \mathcal{O} うち 番地 地に 株 - 四番地の二十七 千二百五 五. |番地の二のうち 五. ハまで、 4千二百 隣接 番地 会社 千二百五 の三十二 出まで、 十三 部 五. はする区 路の サ 引 番地地 イコ 番地 五 五千二百 隣 千二 0 接 区 五. 匹 車 地 五千二 4千二百 番地 の三 の 三 の 三 域、 なする ン 番 区 域 七 五. 兀 兀 用 \mathcal{O} 地百、三三三か、る地番番の五五か十十ら五区の地地 t 並 線

(4)(2) · 大(3)

略 5 か五沖 九 ・、一番地の七まで、一番地の五まで、一番地の五まで ~ ら 1 | まで、 \mathcal{O} 番 七 地 かの番三番ら四地番地 。 ら 十]まで、 地の 八番地の二、 番 地 -まで、 位 地 十地 の 二、 一 番 の六 地一 番 のか地番ーの地 の地 番 八 \mathcal{O} 地 十番 \mathcal{O} 番 地六 兀 地の番

番地の一から十二番地の四まで、十三番地の一から十三番地の番地の一から十二番地の四まで、二十番地の一から二十一番地の一から二十番地の一から十二番地の一から十二番地の一から十二番地の一から十二番地の一から十二番地の一から十二番地の一から十二番地の一から十二番地の一から十二番地の一から十二番地の一から十三番地の一から十三番地の一から十三番地の一から十三番地の一から十三番地の一から十三番地の一から十三番地の一から十三番地の一から十三番地の四まで、十三番地の一から十三番地の四まで、十三番地の一から十三番地の

五十六~七十五 (略)

口 (略)

十六~七十五 (略

五.